

《イントロダクション：国際法の働き方》

（1）国際法は国内法を枠付け、間接的に人々の暮らしに関わっている

- ・航空機を利用した海外旅行を楽しむためには、航空機が安全に他国の領空を飛ぶことを確保する法的枠組みが必要。
- ・世界中のインターネット・サイトを閲覧できるためには、海底ケーブルが敷設できること、またそれが他国によって妨害されないことが必要。

（2）国際法は対外的な関係を持つ国家の政策判断時、実行時、そして紛争が生じた際の交渉時において参照され、援用される

- ・日本の沿岸を航行する外国籍の船舶内で犯罪行為が犯された際、日本が自国の刑法および刑事訴訟法に基づいて、当該犯罪行為について捜査、被疑者の拘束、訴追（裁判）を行うことが適当であるかは、国際法をも見つつ判断される。
- ・他国の航空会社が航空機の運航を申請した場合に、それに許可を与えるべきであるかは、二国間民間航空協定をも見つつ判断され、それに相手国政府が協定違反である唱える場合には協定をどのように解釈すべきかを示し、それを根拠に自らの判断の正当性を主張する。

（3）国際法は対外的な関係における国家の行動に基礎を与えるものとして作られ、解釈される。

- ・国家が領海を越える海域における漁業資源の管理について自国の法令に基づく規制を及ぼすことを他国に有効に主張できるよう、国際会議の場でそのことを認める条約を作成する。
- ・国連安保理の場において、軍事的脅威を生じさせている国に対する経済的措置あるいは軍事的措置をおよぼすことで対処できるようにするよう、安全保障理事会において審議し、それを決議などの記録として残す。

⇒ 国際法を定めるのも、それによって規制されるのも、またそれを適用・実施していくのも基本的にはすべて国家。

⇒ 国家は、どのような国際法が必要であるのか（国際法の定立）、どのように国際法を解釈し適用すべきであるのか（国際法の適用・実施）について、自らの国益をふまえて対応。